

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成9年2月12日から

令和11年3月31日まで

富山県告示第96号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市荒俣字砂場 124の4、126・149の1・151・151の地先（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）字東砂場 276の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁

及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第97号

引船及び渡船上架修繕工事の競争入札に参加する者の要件及び競争入札に参加する者の選定等に関する取扱要領を次のように定める。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

引船及び渡船上架修繕工事の競争入札に参加する者の要件及び競争入札に参加する者の選定等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部所管に係る引船及び渡船上架修繕工事（以下「上架修繕工事」という。）の請負に関し競争入札の場合における参加者の要件、要件の審査方法、時期及び指名業者の選定等の取扱いを定め、もって契約事務の公正を期することを目的とする。

(競争入札参加者の要件)

第2条 競争入札に参加できる者は、営業に関し法律上必要とする登録又は届出をした者で第4条の規定により競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者（以下「資格者」という。）でなければならない。

(資格審査申請の方法及び時期)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、別に定める上架修繕工事入札資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 経営規模、貸借対照表、損益計算書（様式2）
- (2) 財務諸表（直近2箇年分）
- (3) 工事種類別完成工事高（様式3）
- (4) 完成工事内訳書（様式4）
- (5) 技術者経歴書（様式5）
- (6) 営業用設備調書（様式6）

- (7) 主要取引金融機関調書（様式7）
- (8) 営業に関し法律上必要とする届出、登録等の証明書（写し）
- (9) 代表者身元証明書（申請者が個人の場合のみ）
- (10) 営業所一覧表
- (11) 直前1年の各事業年度における法人税又は所得税の納税証明書（写し）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定にかかわらず、申請書を提出できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 第7条第1号又は第2号の規定により名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しない者
- (4) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

3 申請書は、令和4年度及び同年から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の4月1日から翌年の1月末日まで（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に知事に提出しなければならない。

4 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか随時に入札参加資格者名簿に登載されるための申請書を受け付ける（以下「随時受付」という。）ものとする。

（名簿への登載及び申請者への通知）

第4条 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる項目について審査し、入札参加資格があると認めた者を名簿に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。

- (1) 経営規模

- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 営業年数
- (5) 完成工事高
- (6) 技術者経歴
- (7) 営業用設備

2 前項の審査の結果、資格を有しない旨の通知を受けた者から請求があったときは、速やかに、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

(資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあつては、定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付にあつては、申請時に有効な名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、変更が生じた日から速やかに上架修繕工事入札参加資格者（債主）変更登録書（様式8）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の所在地
- (3) 法人の場合にあつては、代表者の氏名
- (4) 電話番号

2 資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加資格変更届（様式9）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助

人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。) その後見人、保佐人又は補助人

- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人
(入札参加資格の抹消)

第7条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を名簿から抹消することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を失ったとき。
- (4) 政令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）。

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の特例）

第8条 第4条の規定により名簿に登載されている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。
- 3 知事は、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者が、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。

（資格者の選定等）

第9条 競争入札に参加する者の選定に当たっては、上架修繕工事の発注予定金額と資格者の能力を勘案するとともに、資格者について、次に掲げる事項について留意し、特定の者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 当該年度における指名及び受注の状況
- (2) 不誠実な行為の有無及びその他の信用状況
- (3) 経営状況
- (4) 受注業務の施行成績
- (5) 手持業務の状況
- (6) 当該業務の施行についての技術的能力
- (7) 当該業務に対する地理的条件

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、令和5年度以降の資格者に適用し、令和4年度の資格者については、なお従前の例による。

(引船及び渡船上架修繕工事の競争入札に参加する者の要件及び競争入札に参加する者の選定等に関する取扱要領の廃止)

- 3 引船及び渡船上架修繕工事の競争入札に参加する者の要件及び競争入札に参加する者の選定等に関する取扱要領（平成9年富山県告示第396号）は、廃止する。

様式 1 (第 3 条関係)

上架修繕工事入札参加資格審査申請書

富山県知事

殿

年 月 日

住 所		住 居 所																												補 記								
カード No.	業者番号	住 居 所																				除 く								住 居 所								補 記
		コード																																				
1	2 3 4 5 6 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39					
0	4																																					
商 号		補 記																												補 記								
40		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69								
電 話 番 号		代 表 者 名																												補 記								
市 外 局 番 号		電 話 番 号																												補 記								
市 内 局 番 号		電 話 番 号																												補 記								
業 者 番 号		電 話 番 号																												補 記								
カード No.	業者番号	電 話 番 号										郵 便 番 号										※								補 記								
		市 外 局 番 号					市 内 局 番 号					市 外 局 番 号					市 内 局 番 号					A		B		C		D			E		F		G			
1	2 3 4 5 6 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33											
0	5																																					

今般、貴県発注に係る上架修繕工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この上架修繕工事入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式7 (第3条関係)

主要取引金融機関調書

政府関係金融機関	普通 長期 通信 銀行	相互 商工組合 信用金庫・信用協同組合	銀行 中央金庫 その他の金融機関

記載要領

1. 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行又は日本開発銀行について記載すること。
2. 各金融機関とも、本所、本社、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。(例○○銀行○○支店)

様式9 (第6条関係)

入 札 参 加 資 格 変 更 届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日	変更理由

富山県告示第98号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山環状線	富山市上袋1番10地先から 富山市赤田52番地先まで	変更前		最大 8.6 最小 8.3	96.9	富山土木 センター
		変更後		最大 10.2 最小 9.5	96.9	

富山県告示第99号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山環状線	富山市上袋1番10地先から 富山市赤田52番地先まで	令和5年3月6日	富山土木 センター

県道 小矢部津幡線	小矢部市横谷 101番から 小矢部市矢波字川原 251番 2 地先まで	令和5年3月6日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
--------------	--	----------	------------------------------

富山県告示第100号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	予告期間の 終了の年月 日
名称	所在地			
ファミリーケア 訪問看護ステー ション	氷見市柳田 934 番地1 アラッ クスビル2F	育成医療・更生 医療	訪問看護	令和5年 4月1日

富山県告示第101号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について
 県営上田地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 縦覧に供すべき書類
 県営上田地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間

令和5年3月6日から

令和5年4月4日まで

3 縦覧の場所

入善町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第102号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営入善北部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営入善北部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年3月6日から

令和5年4月4日まで

3 縦覧の場所

入善町役場

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第236号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第236号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4の(2)に掲げる期限までに4の(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、競争参加資格確認結果通知書により、令和5年3月17日までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423 (直通)

(2) 入札参加申込書の提出期限

令和5年3月15日 正午

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年3月6日から同年3月15日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 令和5年3月22日 午後2時00分

イ 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた競争参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた競争参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和5年3月20日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち合いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。

開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務
- (2) 派遣期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 派遣業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納品場所
富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない

者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。
- (4) 富山県内に事務所を置く者であること。
- (5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。
- (6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格

を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和5年3月14日（火）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部人事課人事係

電話 076-444-3162（直通）

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時15分

- (3) 入札説明書等の配布

令和5年3月6日（月）から、入札説明書等を富山県ホームページ「繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法

出場入札

- (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和5年3月16日（木）午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

